

区域外就学審査基準

大山崎町教育委員会

大山崎町以外の市町村から大山崎町立学校に就学したい場合についての審査は、次の基準に基づき行います。次の条件をすべて満たし、かつ、下表に該当する場合に許可するものとします。

ただし、学校教育法施行令第9条第2項の規定により、児童生徒の住所の存する市町村に協議することとなっています。

なお、標準処理期間は、区域外就学許可願提出日から1か月としています。

(条件)

1. 教育委員会が住所の存する市町村の教育委員会に協議することを承諾すること
2. 保護者が通学途上の安全について責任を持って対処することを承諾すること
3. 変更期間満了後は本来の指定学校に転学することを承諾すること
4. 学校施設の運営上問題がないと判断されること
5. 教育委員会が必要と認める書類等が添付又は提示されること

区 分	区域外就学事由及び期間	添 付 書 類	申請時期	
1 居 住 地 事 由	①町外転居した場合	学年の途中で町外転居したときは、その学期末（小学校6年生又は中学校3年生は卒業）まで在籍している学校への就学を許可する。（学年の区分は転居届出日の属する年度を基準とする。ただし、小学校5年生又は中学校2年生の修了式以後は小学6年生又は中学3年生に進級したものとみなす。）	なし	転居届出時
	②町外から転入することが決まっている場合	家屋売買契約書等により本町立学校区への転入が確認できるときは、住所を異動するまでの期間その校区の学校への就学を許可する。（転入後は新学校への通常の就学となる。）ただし、転入学予定日（新入学は入学日）と住所変更予定日が同一の年度であること。	売買契約書、建築確認書、工事請負契約書、賃貸借契約書等本町立学校区への転入が客観的にわかるものの写し	転入前 新入学の場合は入学前
2 家 庭 的 事 由	③家庭の事情により教育的配慮が必要な場合	両親の離婚、災害等のため他市町村へ転出する場合で、他市町村立学校への転校又は入学が当該児童生徒に著しい精神的負担を強いることになると認められるときは、必要な期間在籍している学校又は入学予定学校への就学を許可する。（期間は保護者と協議する。）	事由申立書	転出前 新入学の場合は入学前
	④登校前又は下校後に保護者が不在の場合	保護者の勤務（自営業を含む。）の都合により、登校前の相当な時間又は下校時から相当な時間保護者が不在	事由申立書 祖父母等の同意書	随時 新入学の場合は入学前

	(小学生に限る)	になるときは、卒業まで祖父母宅等の校区の小学校への就学を許可する。ただし、登下校に支障がないこと。	就労証明書	
3 身 体 的 事 由	⑤身体的事由により教育的配慮が必要な場合 (治療を含む)	身体上の理由から他市町村立学校に通学することが困難であることが客観的に推測されるときは、必要な期間本町立学校への就学を許可する。(期間及び就学する学校は保護者と協議する。)	事由申立書 医師の診断書等 通学困難であることが客観的にわかるもの	随時 新入学の場合 は入学前
4 教 育 的 事 由	⑥いじめに関し教育的配慮が必要な場合	いじめにより心身の安全が脅かされているとき又は脅かされることが十分予見できるときは、卒業まで本町立学校への就学を許可する。(就学する学校は保護者と協議する。)	事由申立書	随時 新入学の場合 は入学前
	⑦不登校に関し教育的配慮が必要な場合	転校又は指定学校以外への学校へ入学することで不登校になっている状態からの改善が見込まれるときは、卒業まで本町立学校への就学を許可する。(就学する学校は保護者と協議する。)	事由申立書	随時 新入学の場合 は入学前
	⑧その他教育的配慮が必要な場合	その他教育的配慮が必要と教育委員会が認めるときは、必要な期間本町立学校への就学を許可する。(期間及び就学する学校は保護者と協議する。)	事由申立書	随時 新入学の場合 は入学前
5 そ の 他 の 事 由	⑨他市町村に住民登録をしているが、実際の居住地が本町である場合(特例)	特にやむを得ないと教育委員会が認めるときは、事由解消まで本町立学校への就学を許可する。(毎年度更新する。)	事由申立書 居住証明書	随時 新入学の場合 は入学前
	⑩区域外就学の兄姉と同一の学校への就学を希望する場合	学期途中転出で兄姉が卒業まで区域外就学の許可を受けているため、弟妹も同一の本町立学校に就学希望する場合は、学年末まで就学を許可する。	事由申立書 転出入異動通知書	随時

注1：許可願には印鑑が必要です。

注2：卒業までの期間になっても学年末で区切り、学年ごとに期間更新することがありますので、ご了承ください。

注3：審査に当たり、教育委員会は必要に応じ学校長等の意見を求めることがありますので、ご了承ください。

※ 審査基準に関わらず、就学についての相談は随時受け付けていますので、ご相談ください。